平成２１年（フ）第３９１号
徳島市西新浜町２丁目１番34号
債務者　平松　陽子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３９４号
徳島市福島１丁目10番29―26号
債務者　後藤　　隆
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４０５号
徳島市北田宮４丁目６番14号
債務者　黄田　史幸
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４０６号
徳島市北田宮４丁目６番14号
債務者　黄田　美佳
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４２３号
徳島市上助任町天神425番地の14―211号
債務者　山田　麻嘉
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４２５号
徳島県小松島市日開野町字高須24番地の５
債務者　豊栖　貴弘
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４２８号
徳島市南庄町２丁目７番地の２
債務者　南齋　廸夫
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４４３号
徳島県鳴門市撫養町大桑島字北ノ浜81番地
債務者　山本　　環
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第７７号
高知県四万十市右山237―２　右山第２コーポ107号室、住民票上の住所高知県幡多郡黒潮町伊田2927番地
債務者　亀井　修身
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第７８号
高知県四万十市安並4385番地
債務者　武田　海和
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第７９号
高知県四万十市渡川２丁目２番36号　ハイコーポラス岡村106号
債務者　宮岡　　操
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第８０号
高知県宿毛市山奈町山田892番地９
債務者　滝本ゆかり
1　決定年月日時　平成21年10月21日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月24日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２０年（フ）第９３７号
神戸市須磨区車字尾鼻462番地
債務者　川東　秀美
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１２１６号
神戸市垂水区霞ヶ丘５丁目４番13号、前住所神戸市垂水区五色山８丁目１番51号
債務者　手嶋　克樹
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１３８２号
神戸市垂水区泉が丘５丁目２番１号
債務者　木戸　清美
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４１５号
神戸市中央区南本町通４丁目５番３号第８マンションはづき303
債務者　續木　智子
1　決定年月日時　平成21年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月25日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２５０号
青森県弘前市大字大富町12番地13
債務者　福岡志津子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月４日まで
青森地方裁判所弘前支部